

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第九号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百四十六の八の項及び三百四十六の九の項を削り、同表の三百六十の項及び三百六十二の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同表の三百六十三の項及び三百六十四の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改め、同表の三百六十五の二の項の次に次のように加える。

三百	建築物の敷	建築基準法第四十三条第二項第一	二万七千円	認定申請
六十	地と道路と	号の規定に基づく建築の認定の申		のとき。
五の	の関係の建	請に対する審査		
三	築認定申請			
	手数料			

別表第一の三百六十六の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同表の三百八十三の二の項中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改め、同項を同表の三百八十三の三の項とし、同表の三百八十三の項の次に次のように加える。

三百	特定用途誘	建築基準法第六十条の三第一項第	十六万円	許可申請
八十	導地区内に	三号の規定に基づく建築物の容積		のとき。
三の	おける建築	率又は建築面積の特例の許可の申		
二	物の容積率	請に対する審査		
	又は建築面			
	積の特例許			
	可申請手数			

料	
---	--

別表第一の三百八十四の項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同表の三百八十四の二の項中「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に改め、同表の三百八十四の三の項中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改め、同表の三百九十の項の次に次のように加える。

三百九十の二	一年を超えて使用する特別な必要がある仮設建築物建築許可申請手数料	建築基準法第八十五条第六項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	十六万円	許可申請のとき。
--------	----------------------------------	--	------	----------

別表第一の三百九十七の項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同表の三百九十八の項中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。